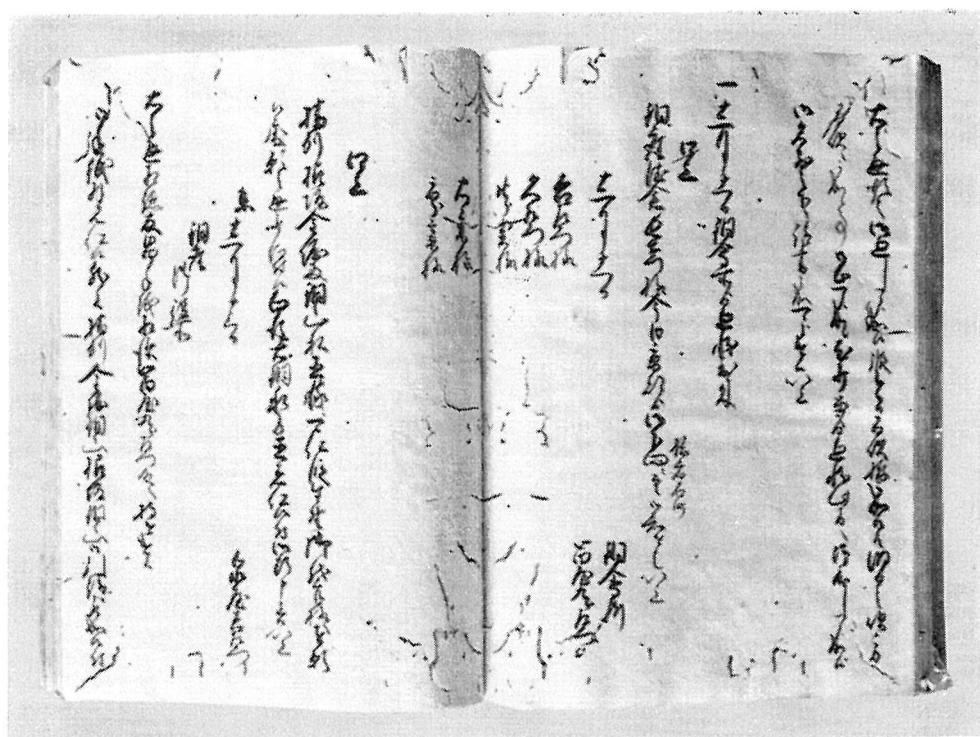
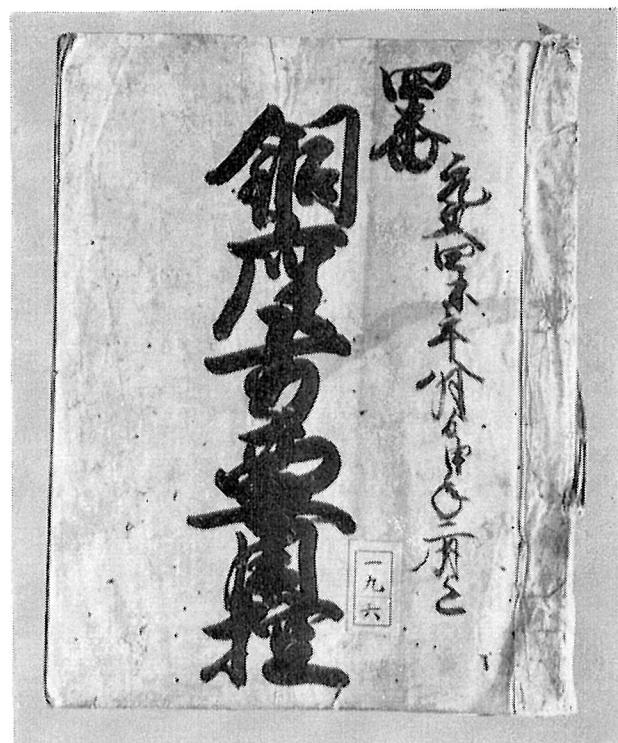


昭和五十九年一月

住友修史室報

第二号



銅座方要用控（四番）



長崎店の決算簿 銀子勘定之精帳(嘉永4年)



別子銅山の決算簿 金銀請払之精帳(明治3年)



山本新田の決算簿 勘定之精帳(明治7年)

## 目 次

近世、但播州の銅山について(二)	小葉田淳
近世後期住友出店の決算簿	末岡照啓
——住友会計技術の一端——	36
後記	53
口 総 銅座方要用控(四番)・住友出店の決算簿	

# 近世、但播州の銅山について（二）

小葉田淳

## 目次

### はじめに

- 一 近世前期の但播州銅山
- 二 但播州銅山の産銅と大坂廻銅（以上前号）
- 三 住友稼行の但播州銅山
- 四 近世後期の但播州銅山
- 五 但播州銅山の支配と運上

### 三 住友稼行の但播州銅山

明延銅山が享保四年（一七一九）ごろ泉屋の稼行山であつたと思われることは、同七年五月、明延銅山師泉屋吉左衛門の名で生野奉行所にあてて、明延銅一〇〇斤につき銀二一匁値増し九七匁を支払われたことの請状を差し出したことにより知られる。すなわちこの請状によると、享保四、五両年の明延銅の割合銅は、生野銅に比べて五匁高、つまり一〇〇斤につき七六匁ずつを渡され、同六年分も同様とされたが、享保四年以来、米穀・諸色が高価となつたことを訴え、同六年夏、生野役所より御勘定所へ経伺して、下財飯米賃銀・吹大工賃銀・炭油諸道具入用、山元より飴万

津までの駄賃・飴万津——大坂間の海上運賃・蔵敷口銭・宰領道中経費とも、一一匁を増して支払われることになったというのである。<sup>(1)</sup>享保四年、生野役所が割合銅三〇万斤に対し渡した代銀は二二三貫一五九匁八九で、一〇〇斤につき平均七三匁〇六三余となつてゐる。明延は正徳三年以来、出来銅がなく、享保元年の割合銅二、〇〇〇斤は、和田銅をもつて代替すると記しているが、実は一、九三三斤余を提供してゐる。あるいはこのころすでに泉屋が稼行に入つたのかも知れぬ。

泉屋の明延稼行はいつごろまで続いたか明らかでないが、享保十四年より以前に明延の加奉次右衛門が白札を請け、この年に森垣村の紙屋左兵衛に白札の名義を譲つてゐる。延享元年（一七四四）、巡見使の注意により、但播州他山に役人をつけて、出銅などを改めることとなり、十二月より出銅ある他山に見廻り役人を付けおき、日々の出鍊高も帳面に記載しておくこととした。生野と違ひ他山では、一般に買吹はなく、山内吹床は一カ所であるから、一日の吹銅高も改め記帳させた。但州他山六カ所に見回ることになつたが、明延・金木谷両銅山もこのうちである。<sup>(2)</sup>宝暦十四（明和元年）一七六四の白札山の記録に、明延銅山飯盛山は、寛保二年（一七四二）より口銀屋町の佐兵衛外二人が、また「明延銅山、南は飯盛山北ノ谷」は、享保十二年より同じく佐兵衛が白札を受けたとある。宝暦の白札山の記録については後述する。寛延二年（一七四九）から明延は役人一人が定詰めとなり、二カ月交替で詰め切つて、出鍊貫目・灰吹銀・銅の吹立高を吟味調査した。宝暦三年になり出銅が減じ、二、三カ月は出銅がさらになく、あるいは一カ月にようやく一〇〇貫目ほどの出銅になつたので、朝来郡岩屋谷村で銅を改めることとし、出銅が増すまで定詰めをやめ、直入役手先きのものが隨時に見回ることになつた。<sup>(3)</sup>「銀山方留書」には、寛延二年より宝暦四年まで六カ年は役人が定詰めであったが、そのうち直入役が臨時に見分と記している。明和六年ごろの記録に、明延銅山は寛延二年六

月十九日より阿瀬銀山とともに役人が詰めたが、そのうち直入山となつたとある。<sup>(4)</sup>出銅高を改めるのは、それに応じて運上銀・口銀を徴収するのである。明和ごろには、他山銅山でも、生野の御所務山(格)・直入山の仕法に従つて、荷分運上が行われてきたので、これについては後述する。さて宝暦十四(明和元)年、白札山書替えのときの記録に、口銀屋町佐兵衛が享保十二年、寛保二年に白札を受けたように記すが、この佐兵衛は森垣村紙屋佐兵衛と同一人かも知れぬ。明和六年ごろの記録に、明延の山師を、但馬口泉屋佐兵衛とある。この佐兵衛も右の佐兵衛の関係者かも知れぬ。安永七年十二月の銅座の明延銅の仕切書については前に述べた。明延銅の荷主は泉屋佐兵衛と認められる。文政ごろの記録に、白札山として「間歩役銀二十匁明延銅山川西、銀四十三匁明延銅山川東」とし、ともに山師次郎右衛門とみえる。<sup>(5)</sup>幕末には生野銅以外に但播州銅の大坂廻送はほとんどみられぬようであるが、明延銅は僅少ながら天保年間にも大坂へ送られており、天保七年六月、大坂の吹屋で糺吹の行われているのもその事実を示している。

多田村の小畠銅山は、正徳三年にはすでに泉屋の稼行下にあつたことは、前述したところである。小畠と龜井谷両銅山は抜け合つていて、泉屋はむしろ龜井谷の方を掘つたという。「宝の山」に、小畠を申年より卯年まで、すなわち享保元年より同八年まで泉屋が稼行したのであるまいかと、後年になつて追記しているが、確かにない。享保五年の割合銅代銀の支払方について付記しているところより、あるいはこのころまでは稼行が続けられていたかとも思われる。

「生野銀山切り」には、多田村山内小畠・龜井谷両銅山とも、享保十二年に小畠銅山師平右衛門が白札を受けたとある。宝暦十四(明和元)年の「白札山之分」の記録もまったく同じで、また他の記録には、小畠銅山は長谷川庄五郎・平岡彦兵衛お預り所のとき、享保十二年より多田村のうち小畠平右衛門が請けて稼行したとある。<sup>(6)</sup>小畠・龜井谷両銅

山は、そののち天明八年（一七八八）七月より五郎八なるものが稼ぎ、やがて休山したといふ。<sup>(7)</sup> 「生野銀山初り」に、また泉屋が觀音寺村・豊部村内の樺坂銅山と牧野新町の金堀銅山を稼行し、ともに觀音寺村の仁右衛門が泉屋の跡を譲り受けたことを記すことを前述した。泉屋が両銅山稼行を届けでて、生野役所より白札を付与されたのは元文四年（一七三九）十一月である。すなわち十一月、泉屋より生野役所へ請一札を差し上げているが、それによると、牧野新町金堀銅山・厚朴銅山は觀音寺村佐右衛門の稼行山であったが、このたび相対のうえ、泉屋が引き請け、白札の名義書き替えを願いでたところ、白札を下付されたと述べ、銅山支配は下代嘉右衛門を名代とし、御役所用向や銀米の請取などすべて嘉右衛門名義とすることをも願い、願いどおり聞き届けられたとある。<sup>(8)</sup> 翌十二月に樺坂・金堀銅山稼行のこと、その產銅は泉屋へ直ちに廻着することを、銅座役所へ届けている。<sup>(9)</sup>

口 上

播州樺坂・金堀両銅山私直稼ニ可仕段、生野御代官様へ奉願候処、願之通被仰付候、向後右銅私方直着仕候付、  
御断申上候、以上

未十二月十三日

銅座御役所

寛保元年（一七四一）十一月、泉屋より銅座へ両銅山の水抜・風廻しその他諸普請のため、銀一〇〇貫目の前借を申し立て、かようには諸普請に仕入れをすれば、明年より二万斤ほどは出銅も増すであろうといつてゐる。すなわち右両銅山は近年泉屋が請負うことになつたが、数十年稼行されて深鋪となり、涌水が強く風廻りも悪く、水抜の労力・入用も多く、古鋪普請等も仕入費が大きく、出銅も減少しているとしている。翌月両銅山仕入銀一〇〇貫目借用状を銅

座に入れて、明年五月限り返済としているが、寛保二年六月になつて、返納期限を十一月とする借用状と書き替えて  
いる。<sup>(10)</sup> 延享元年（一七四四）四月、泉屋が当時稼行中の銅山、別子をはじめ五カ所を銅座へ届けているが、その中に堀江清八郎様御代官所、播州金堀・同樺坂二銅山をもあげ、「此両山元文四末年より私自分稼ニ仕、唯今ニ至出銅御座候事」と記している。<sup>(11)</sup>

寛保三年十二月、大坂町奉行松浦信正が明春早々参府するにつき、諸商売筋まで書上げるように、三郷町中へ触があり、泉屋へも銅の廻着高を書上げて差し出すよう申し付けてきたので、当年正月より十二月までの、泉屋に届いた諸銅と代銀（銅座買上代）を記して、長堀茂左衛門町年寄へ届けている。

攝州多田 銅 九二、九二五斤 代銀一八六、三九一匁七五

播州 荒銅七七、八〇〇斤 一六六、二六四匁

備中 荒銅四七、九五六斤半 八九、九八三匁三四

奥州会津 銅 一〇、二〇〇斤 一八、三六〇匁

越前 荒銅 八、三四一斤八七五 一七、二二三匁五二

右のほか別子銅登り高荒銅七四三、六一〇斤、代銀一、二三六貫〇六三匁四二是、別の書付で届けている。<sup>(12)</sup> 右のうち多田銅山は、元文二年より泉屋卯兵衛・同嘉右衛門の名義で、「一手ニ引請相稼」とも記しているが、実は多田の出来銅をすべて買い取ることになつたのである。また奥州会津の銅は、会津領鹿瀬銅山の出来銅で、寛保元年に増子平八なるものの名義で、泉屋方より仕入稼行したので、泉屋の手山と申してもよい。備中の荒銅とは吉岡銅で、泉屋が長く稼行した最も関係深い銅山であるが、寛保二年十一月からは、銅座が稼行主となつていた。越前の銅は面谷銅

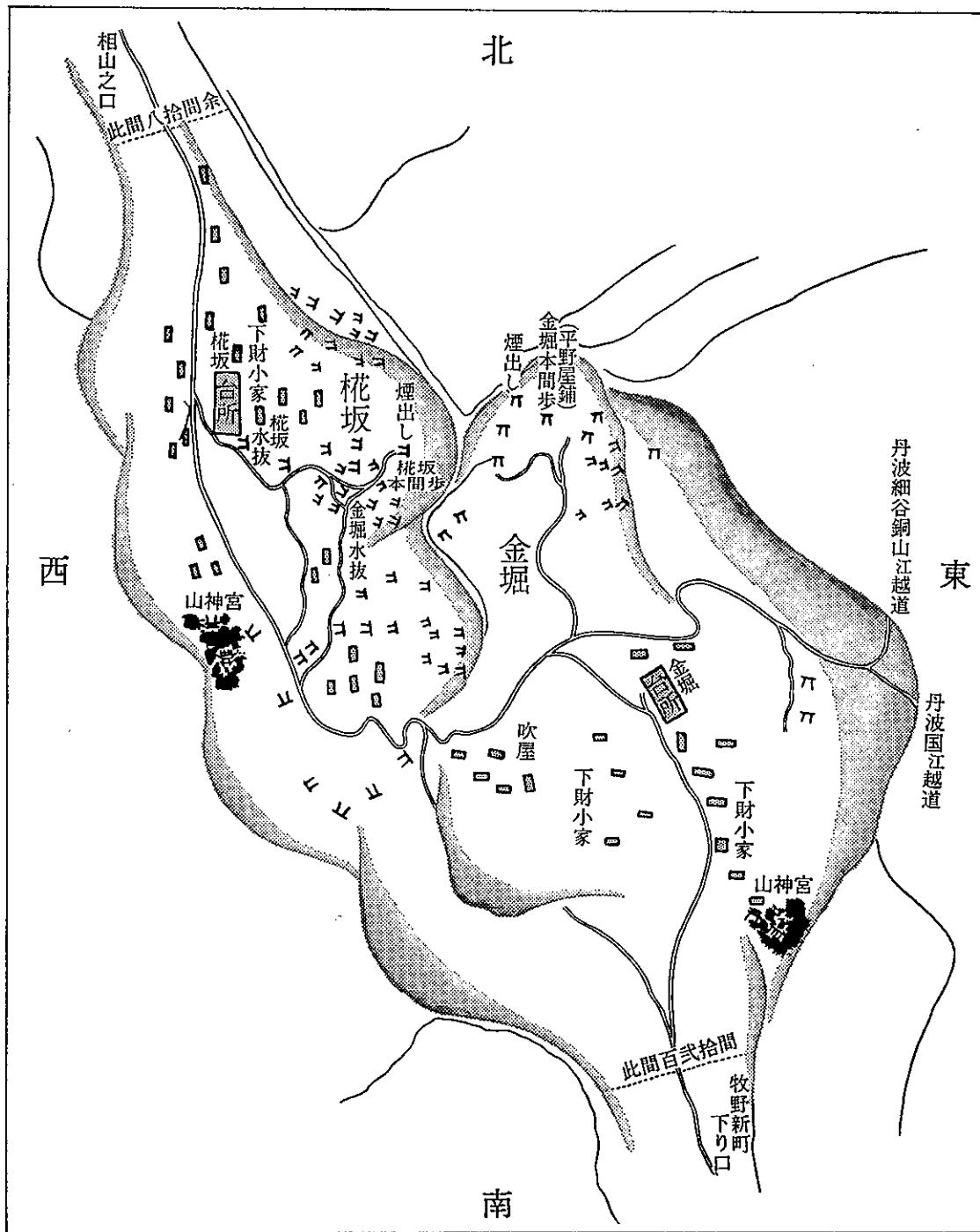
山の出銅で、この銅山も後に泉屋が稼行し密接な関係を持つが、当時は稼行主であったわけではない。これらを併考して、播州銅は金堀・樺坂の銅のみで、他の播州銅山出銅をまったく含まぬとは断定し難いが、両銅山の銅が主であることは確かであろう。なお、多田・会津を銅とし、他を荒銅と記しているが、多田銅は銀を鉢つた鉢銅であることは確かである。

住友修史室に金堀銅山・樺坂銅山の絵図各一枚と、両銅山を一枚にまとめた「播州多可郡  
觀音寺村樺坂  
牧野新町金堀  
銅山絵図」  
(第2図)が所蔵され、これに添えて両銅山師泉屋吉左衛門代金右衛門より子(延享元年)十二月付の生野御役所あての書付があり、これに次のようにある。

右者此度御検分御吟味之上、山絵図被仰付、差出候ニ付、詰絵図御仕直シ被成候所相違無御座候、尤絵図面之外他所江抜道一切無御座候、此外道筋有之候を隠置、并御吟味之上顕候ハヽ、何分之越度ニも可被仰付候

これは同年巡見使の巡見に当たり、但播州他山に役人を付けおき、出鏈・吹銅を改めるよう指示したが、同時に右の絵図の提出を求めたのである。生野役所では、両銅山を一枚にまとめて描き、これに泉屋に捺印させたが、その絵図の写しが修史室に残っているものである。なお金堀銅山絵図に平野屋舗の名がみえ、これは第2図の金堀本間歩に当たっている。

金堀・樺坂両銅山とともに、泉屋の跡を観音寺村仁右衛門が譲りうけたといわれるが、その年代などは明らかでない。しかし宝暦二年(一七五二)になつて、丹波氷上郡片山村の甚七が樺坂を、同八年には金堀を譲りうけて稼行することになつたという。延享元年、巡見使の指示で、但播州の他山にも役人を付け、出銅を改めさせることになり、播州では久留寿・金堀両銅山に地役人を五人ずつ、生野より昼夜出役させた。しかし出銅も減じたので、寛延二年(一七四



第2図 播州多可郡  
觀音寺村桜坂銅山絵図(延享元年)  
牧野新町金堀

九) 八月、代官小野左太夫より、播州両山へは一人差し向け、四人は但州諸山へ回わすことを御勘定所へ伺い、その指示で播州両山へ二人、但州諸山へ三人出役させることにしたといふ。<sup>(13)</sup>

さて金堀の所在する牧野新町は、宝暦三年に生野役所支配より移つて、佐用郡三日月藩森家の御預り所となつた。

甚七より金堀銅山稼行につき願書を生野役所へ差し出したので、生野ではいつたん願書を返却し、御勘定所へも経伺して、甚七を呼び出し、三日月藩へ願書を出し、同藩役人の添状をもつて生野へ願い出るよう申し渡した。すなわち金堀が三日月藩御預り所となり、乃井野までは道法が二〇里もあるので、宝暦六年、稼行を返上したが、銅山のみが生野支配となれば、入用分も山方稼行へ回わし、樺坂の下財も金堀普請に使役もでき、牧野新町も銅山の生野支配を了承し三日月藩も支障ないというので、宝暦八年、金堀銅山稼行方の願書を、間歩役銀一ヵ年銀四三匁は従前どおり当年より納めるとして、出願したのである。かくて生野代官より二月、御勘定所へあて、銅山稼行については生野支配諸銅山同様に取り扱い、新規水抜などすべて牧野新町の吟味にかかることは、森家役人立会で吟味することを伺いで、六月、その承認をえた。<sup>(14)</sup> なお、白札山は当時は間歩役銀を一ヵ年につき若干納める例となつており、これは後述する。宝暦十四(明和元)年三月、甚七は、銅山のみ生野支配となり、宝暦八年より間歩役銀を上納し稼行していることを述べて、御運上蔵役・直入役あて白札の書替えを願い出ている。甚七は金堀を明和九(安永元)年(一七七二)まで稼行して、上げ山すなわち稼行を返上した。翌安永二年、生野銀山新町の吉十郎が請け、天明六年(一七八六)に多可郡中村町の利右衛門が願いでて、同八年譲り受けた。そののち種蔵が稼行し、文化六年(一八〇九)七月、白札書替えを、先例どおり御運上蔵役・直入役あて願いでて、その添書により、代官より右の役人に白札を渡すよう指示した。<sup>(15)</sup>

樺坂銅山は甚七の跡は伴孫三郎が稼行したらしく、宝暦九年より明和八年まで一三カ年、役人が詰めたという。すなわち久留寿・勝浦谷とともに三カ所を、二〇日間ずつ詰めたが、宝暦十二年四月より、勝浦谷への出役二〇日をやめ、その後樺坂の二〇日詰めもいつたん中止し、久留寿へ二カ月出役となつた。しかし宝暦十四(明和元)年三月から、また樺坂へ詰めることになり、久留寿・樺坂兼帶出役が、明和八年にまで及んだようである。<sup>(16)</sup> 天明八年(一七八八)五月八が譲りうけて、しだいに盛山となつて、同年十月より寛政十年(一七九八)二月まで役人が詰めた。すなわち見廻役が一ヶ月交替で一人ずつが詰めきり、出鍵や吹方を吟味していた。しかるに寛政九年七月、大風雨のため吹所・小屋などが潰れ、根戸通りに強水が涌出して、出鉛も減り、吹方も休む状態で、翌十年二月、定詰め役人は引きあげ、一人ずつ交替で、月々一両度不時に見分することになつた。寛政十一年には銀銅鉛の産出は少しあつたが、そののちそれも減り、出鍵は生野へ運び、買吹へ売るに至つた。なお、樺坂銅山では明和六年六月より銀鋟りをはじめたといわれる。<sup>(17)</sup>

銅山に出役人が定詰めするようになれば、白札山ではなくなり、間歩役銀の上納は免ぜられて、出来銅に一〇貫目につき定められた運上・口銀が徴収される。しかるに他山においては、明和ごろになると、生野銀山におけると同様に、御所務山(格)・直入山にみられる荷一運上が実施されている。これは荷分法で、出鍵を二分あるいは三分し、その一を下財に与え、残りを山師分とし、その一〇分の一の積りを公納し、五〇荷につき一荷を山神鍵とするというのである。樺坂銅山が御所務山として、明和八年六月の運上仕組方の記録がある。六月の出鍵は一石四斗、一荷は二斗一升とするので、六荷六六六七となる。買吹の買取る値段は、一石四斗代銀一七三匁三二<sup>はね</sup>とし、一荷につき二六匁となる。刎と称して出鍵高を二つ割にし、それが運上計算の基となる。すなわち刎が三荷三四で代銀八六匁六八四で、

その一〇分一すなわち八匁六六八が運上高で、これに欠込み（欠を補足する）とし、〇・三三二匁を加えて合計銀九匁となる。なお、同月の神西郡川上村小福地銅山の、直入山としての、これと同様の運上仕組法が知られるが、これは後述する。樺坂では買吹が山元に存したが、のち定詰め役人も引きあげ、衰退したときは、鍵は生野の買吹へ売るようになつた。

天明八年より寛政十一年まで一二カ年の樺坂の灰吹銀・銅・鉛の出来高が報告されていて次のとおりである。なお寛政十・十一の両年は、ほとんど産出なきに等しい。

荒灰吹銀  
七九貫九九三匁二

銅  
一三、二三六貫一〇〇目  
此斤八二、七〇四斤三七五

鉛  
一、四六五貫四〇〇目  
五、八六一斤六

銅一〇〇斤につき代銀一五八匁であつたが、安永三年、一匁五八の値増しがあり、寛政元年正月より六匁増して、合計一六五匁五八となつたとある。<sup>(18)</sup> 天明九（寛政元）年正月十三日、銅座へ銅吹屋・諸国銅問屋・大坂京都の銅仲買等を集めて、諸国荒銅買上一〇〇斤につき六匁値増しを告げている。正月二十五日に寛政と改元され、寛政元年正月六匁増しの記事は正確である。<sup>(19)</sup>

泉屋の稼行にかかるものとして、「宝の山」に但馬のあせ鉛山がある。宝永五年（一七〇八）九月、泉屋金右衛門の名で請負つたという。あせ鉛山の所在は確かでないが、氣多郡羽尻村の阿瀬銀山の一部か、その近辺ではあるまいか。阿瀬銀山、さらに阿瀬の奥金山は、十六世紀中末期の開発と伝えるが、元禄十六年（一七〇三）ころ、銀山は一ヵ年丁銀八〇匁、金山は同三九匁の運上で、請山であった。阿瀬に産鉛があつたことは、

寛政十二年—文化六年 産鉛高 一四、八四五貫二〇〇匁  
文化七年—文政二年 同 一三、六〇八貫五〇〇匁  
と記されているとおりである。

註

- (1) 「年々諸用留」四番 享保七年五月 明延銅山師泉屋吉 左衛門請状。  
(2) 「銀証」 延享二年九月 堀江清次郎 但州生野銀山并 他山取メリ方被仰渡ニ付存寄伺書。  
(3) 「銀証」 宝暦三年十二月 岩佐郷藏 但州明延銅山定詰役人之儀申上候書付。  
「銀秘」 見廻役勤書。  
(4) (6) 「銀秘」 銀山并他山盛山記。  
(5) 「一番」 白札之分。  
(7) 「一番」 他山銀銅山之事。  
(8) 「年々諸用留」五番 元文四年十一月 泉屋吉左衛門差 上申一札。  
(9) 「銅座方要用控」四番。  
(10) 「銅座方要用控」六番 寛保元年十一月二十九日、十二月五日。七番 寛保二年六月二十四日。  
(11) 「銅座方要用控」八番 子(延享元年)四月二十七日。  
(12) 「年々諸用留」六番。  
(13) 「銀証」 寛延二年八月 小野左太夫 但州播州銀銅鉛山地役人出役伺書。  
(14) 「銀証」 宝暦八年二月 斎藤新八郎 森対馬守御預所播州金堀銅山願之儀ニ付申上候書付。  
(15) (18) 「一番」 他山銀銅山之事。  
(16) 「銀秘」 銀山并他山盛山記。  
(17) 「百二十二番」 見廻役勤書。  
(19) 「年々諸用留」九番。

#### 四 近世後期の但播州銅山

前節で近世の前期において知られた但播州の若干の銅山、また泉屋が稼行したことのある銅山について述べた。

さて明和三年（一七六六）に第三次の銅座が大坂に置かれて、明治維新にまで及ぶが、「銅座最初諸山荒銅定例書上」つまり銅座設置当時に認定されていた諸国銅の吹減高・出灰吹銀高・燃鉛量を、銅吹屋より大坂町奉行所へ届けた報告書がある。<sup>(1)</sup> それにみえる但播州銅山は次のとおりである。

但州

生野 明延

瀬谷

播州

柏野木（柏木）

勝浦谷

金堀

寺谷 大見

小畠

樺坂

この地方には試掘程度に採掘された鉱山も多く、鉱石は生野の買吹が買取り、生野の銅・銀として京坂へ送られたものも少なくない。

宝暦十四（明和元）年（一七六四）春、白札書替えの時の但播州他山の白札山の記録がある。そのときの白札山の間歩役銀高と白札をうけた年代を書いている。それは宝暦十四年当時の山師あるいはその先代の、白札をうけた年月をあげているようである。明和四年の「生野銀山初り」の白札山の記録（aとする）、同六年の「銀山并他山盛山記」の同様の記録（b）も、内容は似たものであるが、いくぶん補足される点もある。さらに「銀山方留書」中の但州白札山（c）、播州白札山（d）の記載は、ややおくれて文化から天保の記録である。宝暦十四年の記録を主にして、これら諸記録に見えるところをまとめると、次のようになる。

但州

1 金木谷銅山

間歩役銀三〇匁 養父郡金木谷銅山内不残 享保十二年（一七二七）より 口銀屋町佐兵衛。（c）金木谷銅山山師次郎右衛門。

2 明延銅山

間歩役銀二〇匁 養父郡明延銅山飯盛山 寛保二年（一七四二）より 口銀屋町佐兵衛・長四郎・庄次郎。  
間歩役銀四三匁 明延銅山南は飯盛山北ノ谷 享保十二年より 口銀屋町佐兵衛。

(b) 明延銅山但馬口泉屋佐兵衛、寛延二年（一七四九）六月十九日より役人が詰めたが、のちに直入山となる。

(c) 間歩役銀二〇匁 明延銅山川西 山師次郎右衛門。同四三匁 明延銅山川東 山師次郎右衛門。

3 田渕銅山

間歩役銀四〇匁 養父郡田渕銅山蠟礬間歩 享保九年より 朝来郡神子畠五兵衛、ただし綠礬運上として別に三六〇匁を上納。明和元年（一七六四）九月の田渕銅山稼行の弥助の願書によれば、田渕銅山は五、六〇年前（宝永・正徳ごろ）より休山、三、四〇年以来綠礬稼ぎを願い、綠礬山請山となり、宝曆十二年より銅山を取り立て、綠礬山師五兵衛の下に弥助が銅山を稼いだが、更めて五兵衛は綠礬山、別に弥助は銅山稼行方を願うというのである。

播州

1 栄久間歩

間歩役銀一二匁 神西郡森垣村私持林の栄久間歩并煙出・水抜とも 宝曆六年より 栄久山師磯次郎。

2 亀若銅山

間歩役銀一六匁 神西郡川上村龜若銅山水抜・煙出并宝永間歩とも 宝暦十三年五月 龜若山師吉十郎。

### 3 年多郡銅山

間歩役銀一〇〇匁 多可郡多田村之内、年多郡谷嘉右衛門林・喜右衛門林・藤兵衛林北之尾切、右三カ所銅山古間歩 元文五年（一七四〇）より 多田村喜右衛門・豊部村岩右衛門。 (a) 多田村山内年多郡銅山 元文五年より掘り始め、同年白札頂戴、稼行する。豊部村岩右衛門・清水村多十郎。

### 4 久留寿銅山

間歩役銀四三匁 多田村之内久留寿谷にて又右衛門林・甚七林・藤兵衛林 右三カ所にて銅山古間歩 享保十八年より 多田村喜右衛門・豊部村岩右衛門。 (a) 間歩役銀四三匁 多田村之内久留寿銅山 享保十八年より白札頂戴、稼ぐ。豊部村岩右衛門・清水村多十郎。右銅山は宝永元年（一七〇四）大坂大和屋が稼ぎ、そののち享保十八年、多田村喜太郎が稼ぐ。延享元年（一七四四）より改役人が一人ずつ詰める。 (b) 久留寿銅山 豊部村岩右衛門・清水村多十郎 享保十八年より喜右衛門・岩右衛門が引き請けて稼ぐ。堀江清次郎支配のとき、延享元年二月より役人が詰める。 (d) 間歩役銀なし 久留寿銅山 又右衛門・甚七林、藤兵衛林 嘉右衛門。

### 5 寺谷銅山

間歩役銀四三匁 多可郡觀音寺村・豊部村山内寺谷銅山古間歩并煙出とも 宝暦二年より 豊部村岩右衛門。 (a) 間歩役銀四三匁 多可郡觀音寺村・豊部村山内寺谷銅山古間歩并水抜共 前々より白札にて稼いだが、状況が悪いので返上し、稼ぎ方を止めていた。宝暦二年より白札を頂戴し稼ぐ。豊部村岩右衛門。右寺谷銅山は享保九年、大坂嶋屋喜右衛門が掘り始めた。 (b) 寺谷銅山 宝暦二年より豊部村岩右衛門が稼ぐ。それより以前、岩右衛門が請けて

いたようだが、事情は不明。 (d) 間歩役銀なし 観音寺・豊部村内寺谷銅山古間歩 喜右衛門。

#### 6 立岩銅山

間歩役銀三〇匁 多田村之内久留寿立岩銅山并伊右衛門林内古間歩 宝暦二年より 多田村喜右衛門・豊部村岩右衛門。 (a) 間歩役銀三〇匁 多可郡多田村之内立岩銅山 宝暦二年より白札を頂戴して稼ぐ。多田村喜右衛門・豊部村岩右衛門。右銅山は元文五年四月、多田村源七が掘り始め、そののち大坂帶屋庄右衛門が稼ぎ、現在の山師喜右衛門らに譲る。 (d) 間歩役銀三二匁 多田村之内立岩銅山并伊右衛門林古間歩、嘉右衛門林・七兵衛林の銅山古間歩 喜右衛門。

#### 7 小畠銅山 亀井谷銅山

間歩役銀四〇匁 多田村之内小畠・亀井谷両銅山間歩 享保十二年より 小畠銅山師平右衛門。 (a) 間歩役銀四〇匁 多田村山内小畠・亀井谷両銅山共 享保十二年、白札を頂戴して稼ぐ。小畠銅山師平右衛門。 (b) 小畠銅山長谷川庄五郎・平岡彦兵衛お預り所のとき、享保十二年より多田村之内小畠平右衛門が引き請け稼ぐ。 (d) 間歩役銀四〇匁 多田村之内小畠・亀井谷銅山 種蔵。

#### 8 勝浦谷銅山

間歩役銀六〇匁 多田村仲間村山内勝浦谷銅山并煙出・水抜とも 宝暦二年より 勝浦谷銅山師平右衛門・忠兵衛。 (a) 間歩役銀六〇匁 多田仲間村山内勝浦谷銅山古間歩并煙出・水抜とも 前々より白札で稼ぐというが、稼行はじめの年は不明。稼行中止のところ、寛延元年より稼ぎ、宝暦二年より白札を頂戴して稼ぐ。豊部村忠兵衛・小畠銅山師平右衛門。 (b) 小野左太夫支配のとき、寛延元年より平右衛門・忠兵衛が引き請け稼ぐ。

(a) 間歩役銀四三匁　観音寺村・豊部村両村内樺坂銅山古間歩・煙出・水抜とも　宝暦二年より樺坂銅山師甚七。  
 (b) 間歩役銀四三匁　観音寺・豊部両村内樺坂銅山　宝暦二年より白札を頂戴して稼ぐ。右銅山は泉屋吉左衛門、次いで  
 観音寺村仁右衛門が稼ぎ、宝暦二年より山師甚七が譲りうけて稼ぐ。  
 (c) 樺坂銅山　丹波氷上郡片山村甚七・孫三郎。宝暦二年より甚七が引き請け稼ぐ。斎藤新八郎支配のとき、久留寿・勝浦谷・樺坂三カ所を、二カ月内に二〇日  
 間ずつ、役人が兼帶して詰め、のち勝浦谷、次いで樺坂の一〇日詰めを止め、宝暦十四年三月より樺坂に詰めること  
 となり、明和六年当時も久留寿と両山に兼帶出役している。このころは孫三郎が父甚七より稼行を継いでいたのであ  
 る。  
 (d) 間歩役銀四三匁　観音寺村・豊部村入会山之内樺坂銅山　山師種蔵。以上は前節にも記述した。

## 10 金堀銅山

(a) 間歩役銀四三匁　牧野新町金堀銅山　宝暦二年より　甚七。牧野新町が三日月藩御預り所となり、銅山のみ生野支  
 配に移されて、宝暦八年、白札書き替えとなつた次第は前述した。  
 (b) 間歩役銀四三匁　牧野新町字金堀銅山のみ  
 生野支配となり、宝暦八年、白札を書き替え頂戴して稼ぐ。観音寺村金堀銅山師甚七。右銅山は宝永六年大坂平野屋  
 が稼ぎ、その以前は不明。そのうち泉屋吉左衛門、次いで観音寺村仁右衛門、宝暦二年、甚七が譲りうけ稼ぐ。  
 (c) 金堀銅山　年号・山主、樺坂同断（宝暦二年より甚七が引き請けて稼ぐ）、当時（明和六年）稼行を休む。  
 (d) 間歩役銀四三匁　牧野新町金堀銅山　種蔵。

以上、宝暦十四（明和元）年白札書き替えの白札山は、生野銀山内二八カ所で、冥加銀合計三三二匁（生野銀山内は冥加  
 銀と記している）、但州分一ヵ所で、間歩役銀合計二三六匁、この内銅山は四カ所で、間歩役銀合計一三三匁、播州

分は一〇カ所ですべて銅山、間歩役銀合計四三〇匁、外に田渕銅山銀礦運上三六〇匁がある。また文化・文政ごろの白札山記録（c・d）によると、白札山合計五三カ所、間歩役銀合計八八九匁とあり、五三カ所中で四カ所は間歩役銀なしとある。この内生野銀山内が三四カ所、間歩役銀合計五〇三匁、但州分一〇カ所、同一九六匁、内銅山三カ所、同九三匁、播州分九カ所、すべて銅山で、同一九〇匁となっている。

さて宝暦十三年九月十九日に御運上戸役および生野銀山七カ町役人より、當時但播州諸銅山で休山している銅山名をあげて、稼行を希望するものがあれば、直ちに願い出るよう、町々組下のものへ申し渡すように触れて<sup>(2)</sup>いる。その休山名は次のとおりである。

播州多可郡箸荷村	尺城銅山 尺城谷花の木間歩銅山
同 多田村	場広山之内火釜銅山
同 多田仲間村	奥の谷銅山 同所小谷古間歩銅山 奥谷おどち銅山 庵の谷銅山
同 鳥羽村 <small>(熊野部)</small>	わらひの尾銅山
同 熊の辺村	金堀志保谷銅山
同 豊部村	竹畠かしやう谷銅山(以上、現兵庫県多可郡加美町)
多可郡作畠村	生賀谷銅山 木谷銅山(以上、現神崎郡神崎町)
神西郡川上村	柿木谷銅山 そふ津銅山 石の本小谷銅山 おのせ谷津々良銅山 小橋ヶ谷銅山 金山長曾谷 渕ヶ嶋銅山
同 川尻村	大谷山銅山(以上、現神崎郡神崎町)

但州養父郡和田村 金木ヶ谷銅山 二つ尾古間歩銅山 和田村銅山 古尾谷長尾銅山(以上、現養父郡大屋町)

同 長野村

鷺岡銅山(現養父郡養父町)

同 吉井新田

中瀬中の加屋銅山(現養父郡関宮町)

氣多郡羽尻村

霜山銅山(現城崎郡日高町)

朝来郡奥多々良木村

宮の谷すいざし銅山

同 口多々良木村

見上ヶ谷銅山 たこうた谷銅山 黒岩谷古間歩

同 土肥村

京ヶ谷銅山 風呂屋谷毘沙門銅山

同 平野村

石谷芝の尾銅山

同 佐中村

滝ヶ谷竜頭間歩

同 桑市村

庵の谷銅山

同 山口村

岩尾銅山

立野村新井村入会

大谷草山之内銅山

同 奥八代村

宇多和銅山

(以上、現朝来郡朝来町。明治七年、口・奥多々良木村合して多々良木村、神子畠・土肥・平野・佐中・山本・老波合して  
佐義村を称す。)

同 栗鹿村

早さご銅山(現朝来郡山東町)

和田村二つ尾銅山・吉井新田中瀬中のかや銅山に關して、明和元年九月の瀬谷銅山師弥助の願書に次のようみえ

第10表 但播州他山の稼行出願一覧（宝暦10年2月～明和2年2月）

願書年月	稼行場所	稼行期間	出願者
宝暦10. 2	神西郡川上村登り川端の新見立	当2月～12月	森垣村治郎三郎
10. 4	川上村登り谷、右私共願所より約20間余下ル川端にて新見立	当4月～12月	生野小野村友右衛門組下五右衛門・森垣村治郎三郎
10. 8	朝来郡土肥村の内京谷、口銀屋町与右衛門仕捨古間歩	当8月～明年7月	森垣村義右衛門
11. 9	神西郡川上村内野地竈谷の新見立	当9月～明年7月	〃 治郎三郎
14. 3	同郡柄原村之内字倉谷山せり詰にて新見立	当3月～12月	〃 久兵衛
明和元. 11	同郡川上村の内尾野瀬谷北前下さごにて新見立	当12月～明年12月	〃 亀屋久兵衛
2. 2	尾野瀬谷布土野平長右衛門山下さごにて新見立	当2月～12月	（本文に記す）

る。すなわち弥助は宝暦九年に生野役所に願いでて、和田村二つ尾銅山を稼ぎ、同十一年まで掘つて、少々の出銅はあつたが、仕当になりかねると考えて、同十年に明延の内の小名瀬谷の銅山を願つて、当時まで稼いでいるが、やはり出銅は思わしくない、それで中瀬金山の内の中野かや銅山の稼行を計画したところ、中瀬金山師も百姓も了承してくれているが、本村吉井村百姓のうち二、三人が得心しない、田畠用水に支障はないので、吟味のうえ、右の稼行を聞き届けて欲しいというのである。<sup>(3)</sup>

神西郡川上村には多数の銅坑が掘られていたが、宝暦十三年ごろには、ほとんど休山している。明和元年十一月に森垣村の亀屋久兵衛が、川上村之内尾野瀬谷北前下さごで新見立てし（新鉱脈を見付ける）、当十二月より明和十二月までの稼行を、また翌年二月に、同じく尾野瀬谷布土野平長右衛門山より八〇間余下の字下さごで新見立てして、当月より十二月までの稼行を願いでてある。両願書ともに鉛が出現しだいに直ちに注進することを記し、川上村村役人が村方用水・田地に障りない旨を述べて奥印している。そのほか宝暦十年二月より同十四年三月までに、但播州他山の稼行出願が次の表のようにみえる（第10表）。

これら願書は形式どおり御運上戸役と直入役へ同文のものを差し出す。<sup>(4)</sup>

なお、土肥村京ヶ谷銅山は宝暦十三年九月の触状に、休山中とみえるので、同十一年七月まで打ち切つたものとみえる。

さて川上村の銅山で知られる古いものは、延宝九(天和元)年(一六八一)二月、川上庄村左衛門が稼行を出願したと思われる川上村葛籠にての森垣村作右衛門の仕捨間歩であろう<sup>(5)</sup>。川上村の亀若銅山は生野新町亀屋吉次郎の稼行で、寛延三年(一七五〇)盛山となつて、「生野銀山太盛山年代記」には、御所務山になつたと記している。この記録は文化ごろに成つたものであつて、他山銅山が生野銀山同様の御所務山・直入山の荷一(荷分)の運上法が実施されるのは、後述するように明和ごろであるらしい。また川上村小福地銅山は、延享三年(一七四六)天満屋吉十郎稼行下に盛山となり、役人が定詰となり、のち衰えて直入役が臨時に見分することになった。明和八年(一七七一)ごろ山師は四郎左衛門で、当時は直入山で荷一運上となつており、その詳細は後述する。このころ毎月直入役が一人ずつ見分に赴き、小福地の鉛は生野銀山の買吹が買取るので、一カ月の銀山付送りの鉛石駄数を播磨口番所で改め、買吹買取り値段付をもつて一荷当たり代を計算し、荷一運上銀を算定する仕組とした<sup>(6)</sup>。しかし寛政六年(一七九四)ごろには、小福地(山師利兵衛)・亀若(山師幸次郎)両山とも白札山となつていて、そののちも間歩役銀一六匁ずつを上納している。なお、この年、多可・神西両郡村々は、生野支配より大坂代官所支配に移されたが、山方の件は従来どおり生野支配に属することになったのである。また寛政四年より一〇カ年間、播州物成米の内二、〇〇〇石ずつを大坂御蔵納とし、同所で払い下げ、代銀中の二〇貫目を大坂御金蔵より請取り、生野銀山のうち若林山・光山の両間歩、明延・亀若・小福地三銅山、以上五カ所稼方の手当として渡すことを、御勘定所より許されているが、大坂代官所に命じて廻米二、〇〇〇石の取計らい方は従来どおり願う旨、生野代官より御勘定所へ伺い、承認されている<sup>(7)</sup>。

宍粟郡倉床村（一宮町）富士野銅山は、元禄五年（一六九二）の記録に、幕領一一カ所の銅山のうち生野（銀山と公称する）・明延とともに播州富士野山とあり、「当正月より問掘被仰付候由」と記される。当時この地域は大坂代官所支配であったようである。享保十九年（一七三四）に生野猪野々町の広谷屋伝三郎が稼行し、元文四年（一七三九）四月に止めて、吹き残り鉛九呑を、富士野の久右衛門が譲り受けた。養父郡金木谷銅山の山師亀之丞は、神西郡真弓村に居住しており、金木谷は山功者といわれた下代の新七が支配人となつて差配していた。新七は諸方新見立ての場所等を見回り、金木谷の留守を預けられていた喜右衛門へ、久右衛門より鉛壳込みの申し入れがあつた。新七はこれを聞き、喜右衛門と計り、鉛を買いとり、これに新七が諸所で見石として採集した鉛など有り合わせのものを加えて、荒銅三〇貫目を吹き、久右衛門に送り状を認めさせて、大坂問屋大和屋喜兵衛へ届ける計画を立てた。金木谷銅であれば山師亀之丞の印をとり、朝来郡岩屋谷村で改めを受け、神西郡森垣・真弓村を経て、高砂湊から船積みされる。しかるにこの銅荷は、金木谷より宍粟郡黒原村を経て落山村に送られ、ここで姫路藩の役人が七月晦日さし押えた旨、寛保元年（一七四一）八月、生野役所へ連絡があつた。新七が私利をはかり、脇道を通つて、脇壳を計画したのである。当時宍粟郡のこの地域の村々は、姫路藩の御預り所であつたようである。生野代官より御勘定所へ経伺して、新七は田畠没収のうえ所払、喜右衛門は過料三貫文、久右衛門は所払、亀之丞は叱りの処分をうけた。<sup>(8)</sup>

多可郡箸荷村において、宝曆年間休山中の二カ所が記されているが、泉屋より寛政ごろ出張見分した弥太夫間歩についての報告がある。樺坂銅山の鍤の続き箸荷村の奥の弥太夫間歩は、銀山古舗で小鍤であるが、見分方を大坂へ申し越したので出向したという。加古川より一二里北に所在し、このあたりは小さい銅鍤が多いが、見分するほどのことでないとある。<sup>(9)</sup>

犬見川の上流域に犬見村があり、明治十一年為信村と併わせ長谷村となり、明治二十二年に川上・川尻・柄原・長谷をもつて長谷村とした。文化六年（一八〇九）銅座の要望もあり、大坂の吹屋仲間の強い希望もあって、泉屋では犬見村地域の古銅山を見分させることになった。「宝の山」に松平但馬守様御領分犬見銅山とあり、また山留岡右衛門の報告に「播州栗賀松平但馬守御預所神西郡犬見村之内」と記しているが、松平但馬守は池田喜生である。寛文二年（一六六二）池田政直は父輝澄の跡をつぎ、神崎・印南両郡内一万石を領し、翌三年栗賀庄福本に居所を営んだ。政武・政森・喜以・喜生と継ぎ、政森以来は六千石を領知した。

さて犬見村の源左衛門は、親が同地の銅山を稼行したとき、大きな鉛所二カ所を隠し置いたことを銅座へ伝え、また大坂の吹屋仲間は領主（池田氏）へ銀を用立てしており、泉屋の手による銅山根戸の見分を求めたとも伝えている。ともかく別家の政右衛門と泉屋の吹所の半蔵とが見分して、さらに別子銅山から山留岡右衛門と横番（別子では掘大工をいう）二人・手子一人を呼び寄せた。この四人は八月十八日大坂着、九月三日に犬見銅山へ入り、取り明けにかかつたが、順調に進行せず、別子へ帰山することになった。九月の岡右衛門の報告によれば、犬見村のうち水ノ谷とよぶ古間歩を取り明けて見分したが、希望は持てぬといい、その上方に大黒間歩の古鋪があり、その下に宝寿といふ本鋪があるが、同鋪ではないと判断している。以上のほか、見分したところは大良山古鋪五カ所（おおらう大路山とも書いている）、その少し北にある柿之谷とよぶ古鋪三カ所、また滝ノ下に古鋪二カ所があり、ここは川上の銅山まで一里の北に所在し、一カ所は現在少し稼いでいるが、見込みはないとしている。

十月十五日付大坂より別子支配人にてた半蔵の書状によれば、犬見銅山は生野などと同様にせせり掘で、鋪中はきわめて狭隘であり、別子のような広い場所で作業しているものには不自由難渋である旨申し出られ、取り明け普請

第11表 大坂廻着但播州銅  
(文化7年～文政12年)

年次	生野銅	明延銅	富士銅 之 斤
文化 7	71,954.6	616.3	
8	75,235.5		
9	61,246.8	1,186.3	
10	69,388.1	1,165.6	467.5
11	81,856	1,766.8	
12	91,829.2	619.6	
13	97,447		
14	96,216.4	499.4	
文政元	94,197.3		
2	82,581		
3	87,452.3	150	
4	94,234.1		
5	80,578		
6	75,380.1		
7	78,603.7		
8	78,639.4		
9	77,279.3		
10	125,123.4		
11	116,296		
12	185,618.5		

の半ばで帰山するようにしたと述べ、岡右衛門は便船しだい大坂より帰山させ、横番ら三人は本日政右衛門が大坂を出立するが、犬見着しだい、同地より帰すはずと記している。かくて政右衛門は再度犬見へ赴き、現地で人夫を調達して、翌文化七年四月まで取り明け普請をしたが、銅氣は多少あつても、歩付も低くて、金二〇〇両ほども損毛になつたという。また、隠し鉛などというのは偽りに過ぎなかつたとある。<sup>(10)</sup>

赤穂郡苔繩村の銅山について、明和六年正月に、上郡村庄屋助右衛門が稼行願書を出したらしく、「諸国銅山見分控」に記されている。願書は大坂上町代官所に出されたようで、稻垣藤左衛門支配所に属した。寛政三年五月、苔繩村銅山を泉屋より見分したらしく、苔繩村より大坂・岡山までの道法、同地の材木・炭木などの値段などを報告している。

享保十五年に、明石藩の依頼によつて、同藩領内の銅山を、泉屋より山留八郎兵衛を派遣し見分したことがある。

小野村弁才天谷新山・木津村橋谷・生野川末しかれ谷・東萩原村ゆこり谷である。これら銅山の所在は明らかでないが、木津村・東萩原村は美嚢郡の木津・萩原村ではあるまいか。ゆこり谷に古鋪が六カ所あり、先年金右衛門も見分したが、望みはないといふことであつた。<sup>(11)</sup>

なお但播州の産銅高の判明するものは第

二章に記したが、その外に文化七年から文政十二年の大坂廻銅高の史料があり、そのうち但播州銅は第11表のとおりである。<sup>(12)</sup>また嘉永二年（一八四九）七月、銅座が前三カ年の平均一カ年大坂廻銅高をもつて諸山の出銅目当高を定めたとき、但播州では生野銅が一〇、一九二斤と指定された。

#### 註

- (1) 「御用諸山銅糺吹留帳」文政五年。
- (2) 「銀秘」 宝曆十三年九月十九日御触状写。
- (3) 「但馬金銀山旧記」 明和元年九月 濱谷銅山師弥助願書。
- (4) 木村氏所藏「明和元年申十一月山方願書控帳 森垣村庄  
屋勘兵衛」。
- (5) 「銀銅覚」 諸稼山の内、但州並播州間歩数。この記録  
は元禄ごろ記されたものらしい。
- (6) 「一番」 直入山御運上組方。
- (7) 「銀証」 寛政六年八月 稲垣藤四郎 但州生野銀山附  
村々之内最寄替被仰付候付定式引取計之儀伺書。
- (8) 「銀証」 戊（寛保二年）七月 堀江清次郎 但州金木谷  
銅山新七抜壳銅差出候ニ付吟味書。
- (9) 「諸国銅山見分控」。
- (10) 「宝の山」、「諸国銅山見分控」。
- (11) 「宝の山」。
- (12) 「万覚帳」。

## 五 但播州銅山の支配と運上

明延銅山は近世初期に銀山として稼行され、生野より役人が出張し、生野銀山同様の仕法で運上を徴収したと伝え  
る。そのころ生野では売山とよばれて、諸山（間歩）につき、一カ月稼行について運上高を値入れ入札して、落札者が  
請けたのである。寛永ごろ銅山となつたらしく、寛永六年（一六二九）より請山となつたという。つまり三カ年・五カ

年というように年季を決め、その間の運上高を予め定めて、稼行を請負ったのである。諸国の銅山では、近世前期にこのような請山制が多く採用された。播州多可郡の寺谷銅山は、酒井七郎左衛門が生野奉行時代に、大坂のものが五カ年銀五〇枚の運上で請山を願いでて、御勘定所へ経伺の結果は、少額とて聞き届けられず、さらに元禄四年（一六九二）に牧野新町ら三カ村莊屋が、五カ年銀一〇〇枚の運上で稼行を出願したことは前に述べた。明延では天和二年（一六八二）に入札銀高が意外に低いとて、請山を罷めて、生野より出役させて、新たな稼行出願者に対し、出銅の一〇分一を口屋番所で運上として取りたてることとした。

金銀山でも生野においての売山制（自分は直山運上山法とも呼んでいる）から、より合理的な荷分（掘分）山法がしだいに採用されてきたが、銅山でも産銅の一〇分一ほどを運上として公納させる、直山（出鉢・産銅を厳密に監視し改める）の荷分法が適用される傾向にあった。しかし明延の分一運上制も元禄元年までのことで、翌二年よりまた請山制に戻ったという。

宝永五年（一七〇八）代官平岡四郎左衛門から御勘定所へ差し出した伺書に、但州生野・明延、播州小畑・龜井谷・樺坂・金堀・妙見山の七カ所の銅山を、元禄十五年（一七〇二）秋より稼行を申しつけ、銅を吹き出したので、相応の運上を取り立て、口銀も元禄十六年まで出銅高に応じて一分五厘より二分まで取り立ててきたと述べ、宝永二年には出銅も多くなつたので運上も増し、口銀も出高に応じ、二分より三分五厘までの間を取り立てて然るべく思うと述べている。元禄十五年は平岡の代官就任の年である。これら七カ所の銅山は、もちろんそれ以前から稼行されていたが、このころほとんど休止・中断の状態であったのであろう。生野銀山の産銅もこのころから多くなつたらしく、宝永二年ごろからの増産が伝えられている。さて、やや後の享保十三年（一七二八）十一月、御預り所を勤めた長谷川庄五郎・

平岡彦兵衛より御勘定所へあてた伺書によると、元禄十六年代官平岡四郎左衛門のとき、生野出銅一〇貫目につき運上銀二匁四二・口銀一匁九、但州播州他山銅山出銅一〇貫目につき運上銀一匁三・口銀一匁と定めたとある。出役人等の入用も多くかかり、口銀を増したいと、平岡代官も述べているように、口銀は運上徵収等のための役所諸入用にあてる名義の納銀であろうが、平岡代官の伺書にいうはじめの一分五厘より二分までの口銀は、出銅一貫目についていったのであらうか。

享保三年新銀通用となり、生野において銅仲買と買吹の間に、運上銀・口銀に関連して争論がおこり、御使御検見所御勘定方の蘭部源治郎・鈴木運八郎より御勘定所へ経伺して、新銀半減の積りをもつて取り立てることになった。すなわち生野出銅一〇貫目につき運上銀二匁四二是新銀一匁二一、口銀一匁九は新銀九分五厘とし、但州・播州銅山他山分は同様にして、運上は新銀六分五厘、口銀五分としたのである。<sup>(1)</sup>

延享二年（一七四五）九月、代官堀江清次郎は、生野附の諸運上のうち当年より割増しを命じてよいと思われる七カ条を、御勘定所へ申してて、承認されている。その一に生野鉛運上銀があつて、鉛一〇貫目につき一匁八一五を一〇割増しの三匁六三の運上銀とした。その理由として、これまで留粕の津出し分に鉛運上がなく、今回留粕を鉛に吹分けるよう指示し、買吹も得心して、留粕運上一統の積りで倍増を命じたといふ。また堀江代官の右の伺書によると、元文二年（一七三七）に代官小林孫四郎が御勘定所へ経伺して、但州・播州他山銅山出銅の運上銀を、一〇貫目につき一匁三ずつ取り立ててきたとあって、元文元年までは銀六分五厘を徴収したことを記し、すなわち新銀半減の積りで取り立ててきたのを、文字銀鑄造にともない、半減以前に戻したようである。ところが次に引用する宝暦三年（一七五三）の代官岩佐郷藏の伺書によると、口銀は生野・他山の出銅とともに半減のまま変らぬが、生野出銅の運上は、一〇貫目

につき一匁八三五となつていて、半減の分に五割増しとなつており、文字銀通用の五割増しに従つたので、やはり元文二年より改められたのであろう。他山銅の運上を五割増しでなく倍増したことについて、小林代官は吟味して、「他山之儀者格別出銅之多少在之、直段之高下御座候得共、銀絞り不仕銅ニ而、銀山銅々ハ直段も宜方ニ付」と述べ、経伺のうえ一〇割増し一匁三ずつ取り立てることになつたという。そして延享二年には、さらに他山銅の運上のみ三割増しを適當と考える旨を伺い、御勘定所も同意している。すなわち他山出銅一〇貫目につき三分九厘増しで、計一匁六九となる。生野出銅の運上は据おき、他山出銅のみ三割増しとする理由につき、堀江代官は、「生野銀山之儀ハ鍼ニ而荷一運上取立、其上銅運上も相納、二重ニ相成候処、他山之儀者鍼荷一無之、銅運上計り御座候」と述べているのは注意すべきことで、荷一のことなどは後に説明しよう。<sup>(3)</sup>

宝暦三年十二月の代官岩佐郷藏の伺書によると、生野銅一〇貫目につき運上丁銀一匁八三五・口銀九分五厘、生野鉛一〇貫目につき運上丁銀三匁六三、但州・播州他山銅一〇貫目につき運上丁銀一匁六九・口銀五分、但州他山鉛一〇貫目につき運上丁銀三匁三八とし、右四口とも前記どおりの丁銀を取り立てて、灰吹銀員数に換算して運上伺に組入れてきたが、出銅鉛の運上銀・口銀は、はじめより丁銀極めであつて、そのまま増歩せず据おくとある。これは生野附諸運上・小物成は、かつて灰吹銀通用のとき灰吹で上納したが(おそらく延宝以前)、灰吹通用を止められて、御定歩合をもつて丁銀に換算し、上納してきた。しかし、これまで灰吹名目によつて運上伺には記載されてきた。岩佐代官の伺書に、この度は延享二年のときのような増歩は時節柄として控えたが、以後は灰吹名目はやめて、丁銀をもつて小物成・諸運上を表示して、運上伺にも仕組むことを経伺し、承認を得たのである。文字銀通用以来、御定歩合は三割三分四一六とされ、右の岩佐代官の伺書には、小物成・諸運上の丁銀による高を記し、三割三分四一六延と、但

し書の灰吹銀高を付記している。すなわち從来この灰吹銀高によつて運上伺など仕組まれたのである。<sup>(3)</sup>

以上、宝暦ごろまで、生野と但州・播州他山では差があるが、出銅一〇貫目につき運上銀・口銀を定めて徵収してきた。この運上法は出高に応ずるという点で、荷分法に通する点もないではないが、もちろん荷分ではない。生野銀山内の御所務山(格)では、当時は荷分あるいは荷一とも呼ばれる法が、施行されていたのである。

しかるに明和ごろになると、他山でも御所務山(格)に指定されるものがあり、生野銀山内と同様に、荷一法の公納が施行されている。これは樺坂銅山について前述したところである。またこのころ直入山について、御所務山同様の荷一法が適用されてきている。

明和八年(一七七一)の直入山運上組方として、生野銀山之内太盛山らとともに、川上村之内小福地銅山(山師四郎左衛門)のそれを記している。

大吠一つは鍼一斗二升入り、一荷は一斗八升入り、すなわち大吠一つ半。

明和八年六月、出荷六三荷(前五月より五荷増産)、二つ割三一荷五分 此銀二一四匁三一荷につき  
一匁六匁八〇二 此運上銀二

一匁四(五月分より四匁一増)。

すなわち樺坂銅山と同じく、出荷高を二つ割にして、一〇分一を運上とする仕組である。当時樺坂は御所務山であるのに對し、小福地は直入山である。出荷高は樺坂は少ないが、一荷の代価は著しく高かつた。小福地では毎月直入役が一人ずつ見分に赴き、一ヵ月中に生野銀山へ付送した鉛石駄数、また播磨口番所で改め通した荷数等を調べ、さらに買吹が買い取った値段付をもつて一荷あたりを計算して、運上銀高を仕組むこととしたのである。<sup>(4)</sup>

さて出銅に応じ運上銀・口銀を徵収するときも、もとより役所として出銅高を把握しなければならぬ。元文二年

(一七三七)御運上蔵役より代官小林孫四郎へ差し出した書付によれば、生野銀山の出銅は、銅主(普通は買吹)の出銅高の書付に対し、井筒屋甚九郎(指定の掛屋)で数量を改めたうえ奥印をし、役所へ差し出して役所の押印御印をうけて、役所より銅一丸ごと通し切手一枚(大印という)を渡される。口留番所では通し切手により通過し、大坂へ登すことになり、運上は一ヵ年分を掛屋方で取り立てて、一度に上納すると記している。また、この書付には、他山銅については、出銅高の如何にかかわらず、一ヵ年分の運上を請負い、上納するよしといい、また月々出高をもつて運上を命ぜられることがあるとして、いずれも一ヵ年分を極月に上納としている。一ヵ年運上請負というのは請山であるが、これはおそらく旧聞を伝えたので、当時は月々出高をもつて運上を課したとみるべきであろう。<sup>(5)</sup>

寛政十一年(一七九九)ごろと思われる「生野銅鉛白目買吹とも津出し」の記録に、銅は六貫八〇〇目入り、鉛は七貫目入りの蓮包を一丸として、掛屋太右衛門・甚九郎方へ運び、改めをうけ、買吹の津出しの願書に奥印をもらい、御運上蔵に差し出して数量を帳面に登録し、押切御印を渡され、さらに見廻役所へ出すと、同役所では貫目丸数を津出し帳面に書き留め、一丸につき一枚の小切手を認めて、これを地方役所(当時生野役所は銀山方役所・地方役所に分れていた)へ差し出して押切印形をうけ、願主(買吹)に渡すとある。享保以後御運上蔵役・見廻役等の職制・役名が分化・整備されて、元文初年ごろに比して、津出し手続が複雑になっていたらしい。銅荷などはかくて森垣村間屋へ付けて鎌万津問屋へ送られ、船積みし、大坂問屋へ届けるとある。<sup>(6)</sup>これより先き、寛政六年に神西郡・多可郡村々は大坂代官所支配に切り替えられた。播磨口留番所は神西郡森垣村にあって、生野銀山出入の八ヵ所口留のうち第一の要所でもあつた。森垣村が大坂代官所支配となつては、銀山諸事取締方に支障があることを、代官稻垣藤四郎より御勘定所へ訴えた。その結果、生野銀銅鉛稼方について諸事從前どおり生野代官所で取り計らい、銅津出し、森垣村にての

荷物改め、口留番所の諸荷物運上徵収、銀山内へ入るもの身元改めなどは、これまでどおりの取扱いを指示された。<sup>(7)</sup>

但州・播州他山銀銅山では、宝暦十年の見廻り役勤書によると、見廻り役が二ヶ月詰めて交替し、銀山御所務山同様に昼夜稼行の出鍊の貫目を改め、灰吹銀・銅・鉛の吹立の目方をしばしば吟味する、一ヶ月限り役所・御運上蔵へ吹立て出来高を注進し、灰吹銀は一ヶ月限り所定位の上銀に吹いて両替し（丁銀と交換）、銅・鉛は津出しのとき荷主は大印をうけとつておいて、口留で貫目を引き合せて通すとある。<sup>(8)</sup>もちろん、以上は御所務山同様に、かなり継続的出銅等が見込まれる他山について、一般的に述べているので、それぞれの銅山について、吟味・監視の程度には差異がある。たとえば明延銅山は、寛延二年（一七四九）より一人の出役が定詰めしたが、宝暦三年（一七五三）ごろ出銅が減じ、一、三カ月も一向出銅をみぬこともあるので、朝来郡岩屋谷村で銅荷を改め、出銅が増すまでは定詰めを罷め、ときどき見回ることにした。樺坂銅山出役のことなどは前述したが、天明八年（一七八八）五郎八が稼行してから盛山となり、見廻役が一人ずつ、月々交替で詰めた。明和六年以来、樺坂では他山では珍らしく、銀鋸りが行われ、五郎八も生野銀山同様に銀・鉛・銅吹分けに出精し、生野住居山師同様に御手当も与えられ、大坂の銅座より拝借銀も許されたといふ。寛政六年（一七九四）、神西・多可両郡村々が大坂代官所支配となり、代官稻垣藤四郎より銅山稼行にかかる件は、従来どおり生野支配を命ぜられるかを御勘定所に伺い、その承認を得た。また樺坂等の吹銅の津出し改めは、多可郡荒（安楽）田町・中村町で行われており、この二カ村も大坂代官所支配となつたが、この改め方も従前同様に生野支配の承認を得ている。しかし寛政九年七月、大風雨のため樺坂は大損害をうけ、翌十年二月、定詰役人は引きあげ、見廻役が一ヶ月交替で、月に一両度不時に見分することになったことも前述した。

生野銀山においては、稼行の段階・内容によつて、断山・白札山・直入山・御所務山と御所務山格という種類が生

まれ、近世初前期より中期にかけて、手続や規制に変化をみせつつ成立してきた。稼行山の主体となるものは御所務山(格)である。生野においても近世初期に売山法から荷分法へ移行してきたと思われるが、御所務山(格)は公納に荷分法が適用される。

元禄十五年(一七〇二)代官平岡四郎左衛門支配のとき、それまでの御所務山出鏈分一運上の仕法を改めて、出鏈高・売鏈値段高下によつて、七、八分一より一四、五分一の運上に改めたといふ。御所務山となるほどの稼行山では、ふつう間歩内の所とよばれる掘場を、下財が下請けをして稼ぎ、これを内切稼ぎに渡すといった。出鏈高の一分为一、あるいは三分一を内切に与え、その残り(剝といふ)を山師分とし、山師分の五〇分一を山神鏈として、山神社修理料等にあてるという慣行が生れており、山師分の七、八分一ないし一四、五分一を公納鏈とするということである。さて元禄十五年以前の古法とは、出鏈高の二分为一、あるいは三分一を内切下財に渡し、残り山師分の一〇分一の積りの分一運上であったといふ。享保十三年(一七二八)十二月、御預り所長谷川庄五郎・平岡彦兵衛は、次のような運上仕法の改変を申し立て、御勘定所の承認をえた。

出鏈高一カ月四〇〇荷一六〇〇荷を一つの基準とし、一荷につき値段(買吹買取り代銀)の高下により、分一法を定める。すなわち

銀一四、五匁一	二〇匁	九荷一
一一匁一	二五匁	八荷一
二六匁一	三〇匁	七荷一

となる。出鏈高の二分为一あるいは三分一は内切渡し、残りは山師分で、その五〇荷一は山神鏈として納め、鏈代銀の

高下によつて、九荷一、八荷一といふように、公納鍵の分一が定まる。荷一とは分一と同義である。右に記された出鍵高・一荷売値段高下と荷一の段階は、一つの基準であつて、これに准じて分一運上を極めるというのである。<sup>(9)</sup>ところで生野銀山御所務山の荷分法について、宝暦五年（一七五五）以前のそれが次のように記録されている。<sup>(10)</sup>

当時の生野の最も重要な御所務山で、銀・銅生産の主力となつてゐたのは、若林山・千珠山でこの両山では鉛石を掘り、また御所務山として扱われた千珠水抜山があり、ここでは実無鍵を出した。鉛石一荷は二斗一升であるが、実無鍵はやや重く、一斗八升である。見廻役は昼夜詰めて掘りだされた鉛石を厳密に吟味する。出鉛を二分し、また鉛石良好のときは三分し、その一を内切下財へ渡し、残り山師分の五〇荷につき一荷は山神鍵で、また二五荷につき一荷ないし七荷につき一荷、すなわち二五荷一ないし七荷一は公納鍵となる。これによれば、先きの長谷川庄五郎等による改法とは基本的に変わらぬといえよう。ところが宝暦六年以來は山師取分の五〇分一は山神鍵、一〇分一の積り公納鉛を取り立てることになつたといふから、元禄十五年以前の古法に復帰したことになろう。延享二年（一七四五）代官堀江清次郎が生野出銅に対する運上は据えおき、他山出銅の運上のみ三割増額を申しでた理由として、「生野銀山之儀ハ鍵ニ而荷一運上取立、其上銅運上も相納、二重ニ相成」と述べているが、生野出銅の主力は御所務山の若林・千珠二山であり、これには前述のように荷一運上の公納鉛が課せられる。そして吹きたてられた銅に対しても、一〇貫目につき所定の運上（口銀も）が徴収されるから、他山銅とは異なり、二重税となるといふのである。

白札とは山師の稼行出願に対する差札のことである。元文二年（一七三七）御運上蔵役から小林代官へ差し出した書付には、白札は山師の願書に御運上蔵役が奥書印形し、代官が裏書して願主へ渡したとある。そのうち小野左太夫代官のとき、宝暦初年に見廻役のうちより新規に直入役とよばれて、他

山等の見分にも当たらせたが、その後の白札は、願書に御運上蔵役・直入役が吟味して、他に障りなき旨をも奥書・連印し、代官が裏書して願主へ交付している。白札山に対し断山というのがあり、これは当座の帳簿に登録された山で、試掘を許可された山である。元文二年十月六日、御運上蔵役より生野町の年寄・加奉・年行司に対し、断山を願つていて稼がぬものがあるので、断山稼ぎのものは九月までに出頭し、不稼ぎは山を取りあげ、出頭せぬものは登録を抹消する旨廻状を回すよう命じ、同五年五月にも、ほぼ同様の申し渡しを行つて(1)いる。他山には、このころ断山の制があつたかどうかはなお検討を要する。

白札は代官交替のとき書き替えられたようである。享保十五年（一七三〇）代官中島内蔵助支配のとき、三年切り書替えに改めること、また明年より三カ年請負の白札山にて実無錠の出方の多少を吟味して、山師より冥加銀を上納させることを経伺し、御勘定所の承認をえた。この白札山は年季が明けても、岡田庄太夫支配下になつてもやはり冥加銀を納めた。しかし先きの指定後に請けた白札山には、冥加銀はからなかつた。元文二年小林代官支配のとき、他山の冥加銀としては実無運上と申すものもないが、しかし白札の分はすべて冥加銀を仰せ付けるべきかどうかを御勘定所へ伺つたようである。これによると、他山の冥加銀も当初はなかつたと思われる。しかし元文三年より白札山すべて一統に、冥加銀納が行われることになった。<sup>(12)</sup>

宝暦十四（明和元）年書替えの白札山の但州・播州他山銀銅山については前述したが、ここでは生野銀山内の白札山二八カ所、冥加銀合計三三三匁、播州分一〇カ所はみな銅山で、間歩役銀合計四三〇匁、但州分一一カ所で、間歩役銀合計二三六匁となつてゐる。生野銀山内では冥加銀、他山では間歩役銀と記しているが、かく区別して常に使用されていたわけではない。生野銀山内で三〇匁・二〇匁もあるが一五匁が多い。他山では一〇〇匁・六〇匁という例もある

り、三〇匁——二匁が比較的多いが、四三匁(すなわち銀一枚)も少くない。

断山が一ヵ年間歩役銀として五匁を上納するようになつたのは、何時からか明らかでないが、白札山の冥加銀上納が行われるようになったころであろうか。断山で鉛に切りあたり、相応の出鍵が見込まれるが、なお当分出役人が詰めるほどのこともなければ、一ヵ月銀一〇匁ほど直入し、掘荷の買吹入札値段の状況により手上げして、二〇匁・三〇匁と運上を増すことになる。これが直入山である。直入山となれば断山間歩役銀は免除される。直入山も出鍵高が増し、隨時出役が見分し、出鍵が著しく増して山況もよく見積ることができるようにすれば、御所務山とする手続きをもとることになる。白札山は断山のうちでも見込みのあるものについて願い出たもので、明和ごろの記録では、水抜・煙出・谷間等の稼行山境界をも限つて、願書を差し出すとある。断山・直入山・白札山ともに、出鍵が増加して出役がこれを見分し、ときに五日あるいは一〇日ほども昼夜詰めて出鍵を改め、模様よく山況が丈夫と見積れば、代官より御所務山、または御所務山格に仰せ付けてよい旨を御勘定所へ伺うことになるのである。

生野銀山においての御所務山の荷一運上の仕法が、明和年間、他山銅山の樺坂において実施された例を前述した。しかるに明和八年の直入山御運上組方によると、生野銀山之内の太盛山や川上村之内小福地銅山が、直入山として、御所務山と同様の荷一運上が行われているのであって、これについても前述した。<sup>(13)</sup> 但州・播州他山銅山でも、生野銀山の内に準じて、白札山・直入山・御所務山(格)の間歩役銀・荷一運上が行われてきたらしく、他方生野銀山の出銅一〇貫目についての運上銀・口銀は、すでに荷一運上に加えて、二重となるといわれていたが、他山に合わせて明和ごろ以後には免除されたのではないかと思うが、なお将来の検討に待ちたい。

(昭和五八、七、三一稿)

註

- (1) (9) 「銀覺」 享保十三年十二月 長谷川庄五郎・平岡  
彦兵衛 但州生野銀山御運上極之伺書。
- (2) 「銀証」 延享二年九月 堀江清次郎 但州生野銀山附  
御運上之内丑年々割増伺書。
- (3) 「銀証」 宝曆三年十二月 岩佐郷藏但州播州銀銅鉛山諸御  
運上并小物成御運上類増歩之儀ニ付伺書。
- (4) 「一番」 御所務山格并直入山諸山御運上仕組方。
- (5) 「銀覺」 片岡孫右衛門他五人より元文二年代官小林孫  
四郎差出候書付扣。
- (6) 「一番」 見廻役勤書。
- (7) 「銀証」 寛政六年八月 稲垣藤四郎 但州生野銀山附  
村々之内最寄替被仰付候ニ付定式引附取計之儀伺書。
- (8) 「銀秘」 宝曆十年 見廻り役勤書。
- (9) 「銀覺」 宝曆九年 但州播州金銀山由来并金銀銅鉛吹  
方仕法。
- (10) 「太年」 断山につき稼之者御召出。
- (11) 「一番」 冥加銀之事、「太年」白札書替。
- (12) 「一番」 御所格山格并直入山諸山御運上仕組方。

## 近世後期住友出店の決算簿

### —住友会計技術の一端—

末岡照啓

#### —

近世後期住友の出店には、別子銅山（伊予・銅山業）、長堀吹所（大坂・銅精錬業）、山本新田（河内・小作經營）、中橋店（江戸・両替業）、浅草店（江戸・札差業）、長崎店（肥前・精銅輸出業）などがあり、大坂本店の指揮のもとに独立会計制をとっていた。そのため各出店は、半期あるいは一年の総決算簿を作成のうえ、本店へ送付し、その結果利益があればその一部を「貢金」として本店へ送金した。

本稿においては、泉屋甚左衛門名義で札差業を営んでいた、江戸浅草店<sup>(1)</sup>の一年の総決算簿「金銀請払之精帳」を紹介し、その分析を試みる。これを手掛りに別子銅山ほか諸出店決算簿の帳合法を明らかにし、住友会計技術の一端を窺うことにしたい。これは住友家経営分析の基礎作業でもある。

まず、浅草店の会計管理に関する規定を、寛延四年(宝曆元年、一七五二)七月に制定された「江戸店捷書」より次に掲載しよう。<sup>(2)</sup>

一 三季利足勘定、前格之通、精帳仕立差登可申事(第一六条)

一 每日金銀米錢請払日々相改、当座勘定仕、大払請一ヶ月限支配人立会相改可申候、老ヶ年物勘定之節、中橋役頭立会、口々相改、押合印形いたし之上、精帳相認、連名可記奥印事(第一七条)

一 店方三季落金隨分致勘弁、利金為登方相増候様相勤可申事(第二六条)

これを要約すると、毎日金銀錢ならびに米の出納を改め、当座勘定すること、大きな金額の出納は、支配人立会いのもとに一ヵ月ごとに改めること、そして一年の総勘定をするときは、中橋店の支配人も立会つて、各勘定科目を一つ一つ改め、押合印形したのち「精帳」を作成し、中橋店支配人とともに連署・連印することになつていた(第一七条)。それから「精帳」を本店へ送付し、経営報告を行い(第一六条)、本店への送金に努力しなければならなかつた(第二六条)。

浅草店は一年決算で、毎年十二月、捷書にあるような「精帳」を本店に送付したが、これには一年の総決算簿である「金銀請払之精帳」、そのなかの勘定科目の一つである札旦那貸付金の明細をまとめた「御屋敷方貸付金精帳」、同じく勘定科目の一つである禄米の請払高・売買高をまとめた「米請払精帳」の三冊があつた。<sup>(3)</sup> 残念ながら当室にはそれらのどれも伝存していないが、幸いにも広瀬家文書のなかに天保十四年(一八四〇)から弘化四年(一八四七)に亘る「金銀請払之精帳」の写が伝存しているので、これによつて浅草店の決算方法が判明する。次に弘化四年分の史料を紹介しよう(各勘定科目下の①②③は、後掲第1表との対応記号である)。

弘化四未年正月朔日より十二月晦日迄

残銀三千八百九拾六貫八百五拾五匁八分七厘七毛

一銀八拾八貫九百四拾八匁三分四厘

一武拾四貫九百四拾五匁九分五厘

一武拾四貫武百目四分三厘

一三拾九貫八百毫匁九分六厘

一銀九貫五百四拾毫匁六厘

一銀八貫武拾目武分七厘

一銀三貫七百八拾武匁壹分五厘

一銀三貫武百七拾四匁武分

六口  
ノ銀四千拾貫四百武拾毫匁八分九厘七毛

内 払

一銀壹貫六百五拾三匁五厘

一銀壹貫七百武拾目

但茂右衛門銀武拾枚、義右衛門・仁兵衛銀拾枚宛被下候分

一銀壹貫八百六拾三匁八分八厘  
此金三拾壹兩ト三匁八分八厘

一壹兩武分ト四匁八分八厘

一武拾壹兩壹分ト拾四匁

未年内両地面年貢之分  
同町入用并七分積金共

町入用	大坂為登	米 損	店 賃	中 入	万 利	札 差 料	三季利	春 分	夏 分	冬 分	①	⑦
④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④



一金五千四百七拾四兩壹分ト三匁七分五厘

取替

①

浅草寺御殿

一拾七兩貳分

(以下一六口省略)

一金五千貳百三拾兩貳分ト壹匁六分六厘貳毛

年賦帳  
頬母子帳

④

一金三百七拾四兩ト三匁五分九厘

永代帳

③

一金壹万七百三拾四兩ト壹匁七分九厘四毛

⑤

メ金七万九千百貳拾伍兩貳分ト三匁八分八毛

⑥

内

一金壹万四千百四拾九兩貳分ト四匁貳分三厘四毛

万預引  
町年寄御役所

⑦

一貳百兩

但年壹割

(以下三五口省略)

残金六万四千九百七拾五兩三分ト拾四匁五分七厘四毛

⑧

外ニ積金四万貳千五百兩也

右者、米店金銀請払勘定立会相改候所、相違無御座候、以上

中橋

古子喜十郎

淺草

司馬仁兵衛

同

廣瀬義右衛門

弘化四未年十二月晦日

住友吉次郎様  
(友視)

第1表 浅草店決算簿の構成（弘化4年）

勘定科目		銀高
損益 収益	前期末純財産⑦	前期末残銀 ⑦ 貫 夂 3,896,855.877
	三季利 ①	88,948.340
	札差料 ④	9,541.060
	万利 ⑤	8,020.270
	中入 ⑥	3,782.150
	店賃 ⑦	3,274.200
	小計 ⑧	113,566.020
合計 ⑨		4,010,421.897
計算 費用 ⑩+⑪	米損 ⑨	1,653.050
	大坂為登 ⑩	1,720.000
	町入用 ⑪	1,863.880
	利払 ⑫	48,020.091
	台所入用 ⑬	58,604.250
	小計 ⑭	111,861.271
	突合残銀 ⑮	1.052
当期末純財産⑯		残銀⑯=⑨-⑩-⑪-⑫ 3,898,559.574
貸借 計算 資産 ⑰	御家敷様貸付 ⑰	3,201,471.192
	米有物 ⑱	18,132.350
	金銀錢 ⑲	159,154.470
	取替 ⑳	328,458.750
	年賦帳 ㉑	313,531.662
	頼母子帳 ㉒	22,443.590
	永代帳 ㉓	704,041.794
負債 ㉔		小計 ㉕ 4,747,533.808
当期末純財産⑯		残金 ⑯=㉕-㉔ 3,898,559.574
積金 ㉖		4万2500両

この浅草米店金銀請払精帳の構成を見ると、全体として二つの部分から成っている。一つは損益計算の記載で、銀の単位で記入してある。いま一つは貸借（財産）計算の記載で、金の単位で記入してある。<sup>(5)</sup> そして金銀の換算について、泉屋部内では幕府の公定換算率である金一両銀六〇匁替として計算した。

そこで帳簿全体の構成を明確にするために作成したものが第1表である（計算の都合上、資産・万預かりの数字は、泉屋部内の換算率に基づき、金一両銀六〇匁替として計算した）。

まず損益計算から見ていくと、収益は前期末残銀（前期末純財産）⑦と諸収益⑧から成る。そして⑨は、旗本・御家人ら蔵米取が三季にうけとる禄米を引当てに貸付けた金子（札旦那貸付金）の利子である「三季利」⑩、以下順に禄米請払い手数料（百俵につき金三分）の「札差料」⑪、取替金など三季利外の諸方貸付金の利子である「万利」⑫、貸付元金の一部返済金と考えられる「中入」<sup>なかいれ(6)</sup>⑬、所持家屋敷の家賃収入である「店賃」⑭から構成されている。年によつては、正米売買に際しての利益である「米利」、大坂本店からの送金である「大坂請」が加わることもある。そしてこれららの諸収益が前期末残銀⑦と合計されて⑨となる。すなわち⑦+⑨が⑨なのである。

諸収益の次には、「内払」として諸費用が列举してある。順に、正米取引に際しての損失である「米損」⑮、大坂本店への送金である「大坂為登」⑯、浅草諏訪町の町費である「町入用」⑰、諸預かり金に対する利息の支払いである「利払」⑲、浅草店奉公人への給与や厚生費あるいは業務入用・寄付寄進入用・接待進物入用を総括した「台所入用」⑳から構成され、これらの費用を合計したものが⑪である。弘化四年の場合、帳合の上で銀一匁五厘二毛不足しているので、帳簿の数字を合わせるために突合残銀⑥を加えて費用（⑪+⑥）としている。

以上の計算によつて、当年（弘化四年）の損益計算は完全に果たされている。そして前期末残銀（前期末純財産）⑦に諸収益⑨を加えた合計額から、費用（⑪+⑥）を差引いた「残銀」⑩が得られる。この「残銀」⑩は当期末純財産であり、次に述べる貸借計算によつて得られる⑥と一致する。

次に貸借計算を検討しよう。まず資産⑨を見ると、その科目は、旗本・御家人ら蔵米取への禄米を引当てとした貸付金である「御家敷様方貸付之分」（札旦那貸付金）⑪、米の在庫である「米有物」⑫、現金資産である「金銀錢」⑬、寺社・諸侯・商人への立替金である「取替」⑭、年賦貸付金を記入した「年賦帳」⑮、頼母子講への出金を記入した

「頼母子帳」(1)、貸付金が取立て不可能となり永代貸となつた分を記した「永代帳」(2)である。そして、これらの合計が(3)である。

資産の次に負債として、諸方からの預かり金である「万預り」(1)が記載されている。そこで資産(3)から「万預り」(負債)(2)を差引いたものが「残金」(当期末純財産)(4)である。この「残金」は(4)、前述の「残銀」(2)と一致する。つまり、浅草店の「金銀請払精帳」は、損益計算の残高と貸借計算の残高が一致する帳簿なのである。これを図式化すると、

$$(1) \text{前期末残銀 (純財産)} (7) + \text{当期収益} (1) - \text{当期費用} (7) + (2) = \text{当期末純財産} (8)$$

$$(2) \text{当期末資産} (3) - \text{当期末負債 (万預り)} (1) = \text{当期末純財産} (4)$$

という関係になる。そして一カ年の純利益は、当期末残銀(当期末純財産)(4)から前期末残銀(前期末純財産)(7)を差引くことによつても、また収益(1)から費用(7)+(2)を差引くことによつても算出される。これを図式化すると、

$$\text{当期純利益} = \text{当期末残銀 (当期末純財産)} (4) - \text{前期末残銀 (前期末純財産)} (7) = \text{収益} (1) - \text{費用} (7) + (2)$$

という関係になる。このほかに、簿外資産として「積金」(5)があつた。

以上、浅草店の総決算簿である「金銀請払之精帳」について述べてきたが、その記載内容からすると「期末正味財産(純財産)報告書」とでもいべき帳簿である。損益と貸借両面からの計算によつて正味財産を算出している事実から、この帳簿は複式簿記の原理を有するものと評価できるだろう。また、金銀両貨併記の帳簿で、換算を要するにも拘わらずその誤差(突合残銀)が微小であるのは、住友家手代の有能さもさることながら、やはり和式算盤のすぐれた技術によるものであろう。

### 三

住友本店では、浅草出店に限らず諸出店からも決算報告書と主要勘定科目の明細を提出させている。<sup>(8)</sup> 当室に伝存する決算簿は数点であるが、別子銅山の場合、明治三年下半期（七月～十二月）に次の四冊を提出した。<sup>(9)</sup>

① 「金銀請払之精帳」（別子は七月と十二月の半期決算で、その決算簿にあたる）

② 「有物帳」（期末純財産の明細）

③ 「出来帳」（採鉱・精錬・給与など、銅山經營に関する総経費の明細）

④ 「売物請払之精帳」（鉱夫らへ売渡す米など、日常必需品売買の内訳）

長崎店の場合、嘉永四年（一八五二）に次の三冊を提出。

① 「銀子勘定之精帳」（一年の総決算簿）

② 「諸入目精帳」（諸経費の明細）

③ 「有銅差引帳」（長崎輸出御用銅請払の明細）

山本新田の場合、明治七年に次の二冊を提出。

① 「勘定之精帳」（一年の総決算簿）

② 「反別高寄之精帳」（小作料算定の明細）

中橋店や長堀吹所など、ほかの出店もこれと同様であったと考えられる。これらはすべて、出店の支配人と重立つた手代が連署連印し、住友当主あてに提出する形式となっていた（口絵参照）。

第2表 別子銅山決算簿の構成（明治3年下半期）

勘定科目		銀高	
損益計算	前期末純財産⑦	前期末残銀 ⑦ ▲1,097,310.000	
収 益 ①	銅代 ①	8,898,581.750	
	合計(⑦+①)=⑨	7,801,271.750	
費用(④+⑦)	万損 ⑤ 出来帳 ⑥ 本家貢金 ⑦ 小計 ⑧ 突合残銀 ⑨	2,985,319.780 3,076,181,630 700,000.000 6,761,501.410 0.340	
当期末純財産⑩	残銀(⑨-⑤-⑦)=⑩	1,039,770.000	
当期末純財産	内訳	銅山 ⑩ 大炭代 ⑪ 焼木代 ⑫ 小炭代 ⑬ 新居浜 ⑭ 立川 ⑮ 交代方 ⑯ 質場 ⑰ 壳物 ⑱ 銅山 ⑲	510,850,000 1,322,460.000 52,580.000 1,780.000 676,393.460 399,651.680 1,177,313.080 107,361.350 838,854.010 ▲4,047,473.580
	当期末純財産	⑩～⑲の合計	1,039,770.000

別子銅山の「金銀請払精帳」、長崎店の「銀子勘定之精帳」、山本新田の「勘定之精帳」、以上三冊の決算簿を分析したところ、次のような構成になつていることが明らかとなつた。

前期末純財産+当期収益-当期費用=当期末純財産(その内訳の列挙)

各出店ともその年の純財産(正味財産)を算出することを目的としており、浅草出店の場合と全く同じである。但し損益計算からのみ正味財産を算出し、貸借(財産)計算からの算出が省略されている。しかし当期末純財産のあとに、

その内訳が列挙してあるので、何らかの形で貸借計算が果たされているものと考えられる。また純利益の算出は、

当期純利益=当期末純財産-前期

末純財産=当期収益-当期費用

となつており、これも浅草出店と同様に、純利益(期間利益)が正味財産の増減からも損益計算からも確認できるようになつてている。この点、複式決算の原理を有する帳簿と見ることができる。

参考までに、明治三年下半期(七月～十二月)の別子銅山「金銀請払之精帳」

の構成を示すと、第2表のとおりである。まず前期末残銀⑦と当期収益(銅代)①の合計⑨が算出される。次に費用が列挙しており、順に「万損」②(鉱夫へ売渡す「売物」の損失や為替取引の損失などで、利益になると収益科目の「万利」となる)、「出来帳」③(銅山経営に関する総経費)、「本家貢金」④(本家への送金)がある(「万損」と「出来帳」の内訳は、同封の帳簿で判明する)。これに勘定合せのための突合残銀⑤を加えて費用(②+④)を得る。そして当期末残銀⑦と当期収益①の合計⑨から当期費用(②+④)を差引いて、当期末残銀⑨を得る。これが当期末純財産である。なお貸借(財産)計算は省略してあるが、損益計算から得られた当期末純財産⑨の裏付けとして、<sup>くわん</sup>鏈(鉱石)代⑤から銅山(現金・取替金)⑨まで列挙してある。これを図式化すると、当期末純財産⑨ = (⑨+①)-(②+④) = ⑩-⑦の合計。純利益 = ⑩-⑦ = ⑪-⑧となる。なお別子銅山では、「金銀請払之精帳」を、明治十一年下半期から洋式の一覧表に直して提出したが、決算報告書の構成は、明治二十五年まで変わらなかつた。

#### 四

以上、住友諸出店の決算簿について述べてきたが、本店は決算に際し、期末正味財産(純財産)を報告させていることが明らかとなつた。すなわち本店では、期末正味財産と前期末正味財産を比較し、正味財産の増減によつて期間利益(純利益)を目瞭然に知り、その裏付けが損益計算によつて確認できるという機能の決算簿なのである。これは次のような住友本店の經營管理の要請から出たものであろう。

①本店が諸出店の經營評価をする場合、ふつう期間利益(純利益)をもつてするが、經營状態の判断に際しては不十分である。經營状態を判断するためには、その期間利益が生み出される裏付けとしての資産(財産)を知らなければな

らない。そのため本店は、期間利益をも含む期末正味財産（純財産）を報告させ、これを前期末正味財産と比較することによつて、各出店の経営全般に亘る現状を把握し、さらに進んで将来の経営方針（本店から出店への送金額「大坂請」や、出店から本店への送金額「大坂為登」「本家貢金」など）を展望したのであろう。

②期末正味財産（純財産）を確認するにあたり、本店が貸借（財産）計算からのみ算出させず、損益計算からの算出も要請したのは、その変動の原因が何にあるのかを貸借・損益両面から確認することにあつた。さらに細部の確認には、主要勘定科目の明細も送付させた。ひいてはこれが不正防止策ともなつた。

このように住友本店は、各出店に独立会計制をとらせ、厳密で確実な経営管理を行つていた。なお、各出店や本店の営業部門（家賃方・田地方など）から提出された決算簿は、本店の大拵方（のちの会計課）において本店諸帳簿との突合せを行い、「諸店勘定精帳不残揃ひ候上者、無遅滞本番惣勘定帳仕組可申候」と「本番惣勘定帳」を作成することになつていた。<sup>(10)</sup>これにあたるもののが、伝存する享保期の「年々惣勘定控」や宝暦天明期の「元方帳<sup>(11)</sup>」であろう。これらの帳簿構成も、前期末純財産+当期収益-当期費用=当期末純財産（その内訳の列挙）となつていた。

そこで、住友家決算簿の構成を、先学によつて検討された、ほかの著名な商家の決算簿と比較し、その位置付けを試みた。<sup>(12)</sup>

(一)鴻池家「算用帳」 寛文十年（一六七〇）開始

(1)当期末資産-当期末負債=当期末純財産

(2)前期末純財産+当期収益-当期費用=当期末純財産

(二)三井家「大元方勘定目録」 宝永七年（一七一〇）開始

(1) 当期末資産 - 当期末負債 - 前期末純財産 = 当期純利益

(2) 当期収益 - 当期費用 = 当期純利益

(三) 中井家「店卸目録」 延享三年（一七四六）開始

(1) 当期末資産 - (資本金 + 当期末負債) = 当期純利益

(2) 当期収益 - 当期費用 = 当期純利益

これら三家のうちで、住友家の決算簿は鴻池家の決算簿に近い<sup>(13)</sup>（特に貸借計算を省略していない浅草店は、全く同じであった）。これら諸家の決算簿構成を見る限り、貸借・損益計算の両面から財産と利益が把握されており、その際帳簿上、期間利益（純利益）を含む純財産（正味財産）を算出するものと、純財産と純利益とともに算出するものとがあった。住友・鴻池家は前者に属し、三井・中井家は後者に属していた。後者は、より洋式帳簿に近い計算思考を有しているが、江戸時代を通して前者が後者に転化することはない。これは、住友家・鴻池家とも、帳簿上、純利益の算出は示されないが、期末正味財産の増減により、期間利益（純利益）を知り、その裏付けが損益計算によつて確認できるからである。複式決算の原理としては全く一致していた。帳簿構成の相違は、各商家の創業背景・業種・経営方針などと密接な関係があり、それらによつて独自に始められた帳簿構成が、社会情勢の変化に対応できなくなるまで、そのまま引継がれたためであろう。その点著名な商家の和式帳簿は、洋式帳簿と発達の経路を異にしながら、よく似た決算簿を生み出していたため、社会情勢が急激に変化する明治時代まで引継がれ、その際、洋式簿記への転化もまた容易であった。

## 五

ところで住友家の場合にも見られるように、別子銅山の土地建物・諸設備、山本新田の耕地建家・什器、浅草店の土地建物・抱屋敷・什器など、不動産や動産のうちでも諸設備・什器類（以上固定資産）は資産（財産）として計上されず、現金・貸付金・原料・商品（以上流動資産）などが資産とされていた。鴻池家・中井家・長谷川家なども同様で、ただ三井家のみが例外であった（但し、減価償却という思考はない）。江戸時代において不動産や諸設備・什器類（固定資産）が資産（財産）として計上されたのは、和式帳簿の後進性もあるが、その原因はいまだ会社組織が未熟で個人経営であったため、その必要性に迫られなかつたこと、ほかに商家の収益に対する営業課税に当たるもののがなかつたという江戸時代の社会制度の反映ではなかつただろうか。また減価償却という思考がなかつた時代において、不動産や什器類を資産として計上しなかつたことは、ある意味において堅実なやり方だつたかもしれない。

住友家において本格的に不動産や諸設備が、簿外としてではあるが資産としてまとめられたのは明治十年であった。これは明治九年十二月二日、大阪府から「人民ノ区分異動ヲ熟知スル」ために「貧富ヲ分ツハ其所有ノ動産不動産ヲ合算シ、其多少ニ従テ各戸数ヲ区分列載スベシ」と財産表の提出を通達されてからである。<sup>(16)</sup>

明治十年から住友家は本店会計課において、洋式帳簿に倣い「純益金之表」（損益計算書）・「本店会計課年末決算表」（貸借対照表）を作成しているが、後者の史料にいう資産とは、本店管轄の現金と貸付金である。これらを含む住友家の今日でいう全資産は、別に「財産統計表」にまとめられた。

住友家が、現在の決算簿のように、全営業部門の損益・貸借を網羅した決算簿を作成したのは、明治三十三年のこ

とである。ときあたかも同三十二年は、新商法が制定された年であり、また住友にとつては河上謹一ら「日銀を飛び出した男たち」<sup>(17)</sup>を迎えた時期にあたる。おそらく、新商法第五章(第二五〇二八条)の商業帳簿に関する規定にのつとり、これらの人々の示唆によつて、会計管理に関する諸規則・帳簿様式が立案・審議されたのであろう。この結果翌三十三年五月二十一日、住友会計規則が制定され、七月一日から実施された。

明治以降の会計制度変遷は、商法・税制に拘わる問題であり、住友家の実態についてはさらに後日の課題としたい。

#### 註

- (1) 浅草店の經營分析については、脇田修「札差業と住友」  
〔『泉屋叢考』第拾六輯〕、拙稿「天保の無利息年賦返済令と  
札差」〔『国史学』第一一六・一一七合併号〕、「江戸浅草米店  
支配人広瀬義右衛門義泰について」〔『住友修史室報』第八号〕  
参照
- (2) 寛延三年十月「覚」  
(3) 「諸用留」 壱番  
(4) 「浅草米店在勤中心得書」
- (5) 貸借(財産)の金計算、損益の銀計算は、「江戸の金遣い、  
大坂の銀遣い」という商慣習から出たものであろう。
- (6) 中橋店にも収益科目に「中入」があり、諸方用立金の一  
部返済金と考えられる。
- (7) 「証文袋」の上書に「年賦帳ニ而取替有之候面々、当、  
取立六ヶ敷ニ付、永代帳江付出候分証文口々、嘉永二酉年八  
月改」とある。
- (8) 諸出店の捷書に次のようにある。  
別子銅山捷書、寛保元年(一七四一)五月(年々諸用留 五  
番)所収)
- 一 金銀請払等、是迄之通亦入念勘定仕立、七月極月兩度無  
相違様、帳面差登せ可申事  
長崎店捷書 元文五年(一七四〇)七月(同前所収)  
一 諸勘定毎年七月・極月兩度ニ帳面相仕立、指登せ可申候  
(長崎店の場合、このころは半期決算であったが、その後一年決算となつたようである)。

山本新田捷書 寛延四年(宝暦元年、一七五一)三月 (寛延三年十月「覚」所収)

一 新田支配人之儀、自今本家ニ相詰居候而、新田支配兼帶  
相勤可申候、尤諸帳面一ヶ年限ニ極月本家江取上、立会  
之上勘定仕立可申事

中橋店捷書 寛延四(宝暦元)年七月 (同前所収)

一 店方勤入用世帯入用其外雜用等、年中惣勘定之節ハ、淺  
草店支配人立会口々相改、精帳相認連名之可致奥印候、  
勿論年々勘定無滞仕立候而、精帳差登せ可申候事

(9) この四冊が揃つて残っているのは、明治初年の数年間で、  
古いところでは宝暦十三年(一七六三)年から明和五年(一七  
六八)までの「出来帳」一冊、安永二年(一七七三)から同七  
年までの「売物請払帳」二冊が残っているのみである。なお、  
この四冊が提出されたことは、本店と別子銅山の往復書翰  
「予州本状」に散見される。これによると、四冊のほかに、  
付属書類として「諸役所入目精帳」(別子銅山の鋪方・吹方・  
立川・新居浜など七カ所の役場の帳簿)七冊と「勘定損益書」  
(下半期のみ)一冊を提出している。

(10) 宝暦十年正月「勤方帳」

(11) 「元方帳」の分析についてでは、今井典子「近世住友の  
決算簿について」(『住友修史室報』第三号)参照。なお、住  
友本店の決算簿は、享保期と宝暦・天明期の分しか伝存しな  
いが、宝永二年(一七〇五)の損益計算書である「徳用入用帳」  
に「委細ハ本勘定毎年之増減記申候」とあることから、その  
成立はさらにさかのぼることが予想される。

(12) 鴻池家については、安岡重明『財閥形成史の研究』(ミネ  
ルヴァ書房、昭和四十五年)・作道洋太郎「鴻池両替店の帳  
合法」(『社会経済史学』第三二卷第二号)。三井家については、  
安岡前掲書・松本四郎「大元方の決算帳簿」(『三井事業史』  
資料篇一「解題」)。中井家については、小倉栄一郎『江州中  
井家帖合の法』(ミネルヴァ書房、昭和三十七年)参照。なお  
これらを比較検討したものに新保博「わが国在来帳合法の成  
立と構造」(『国民経済雑誌』第一二卷第四号)・河原一夫『江  
戸時代の帳合法』(『ぎょうせい』、昭和五十二年)がある。引用  
は新保氏のものを若干改めた。

(13) 高寺貞男「和式簿記法と洋式簿記法の比較会計史」(高  
寺・醍醐聰『大企業会計史の研究』、同文館、昭和五十四年、  
所収)一二七頁

(14) 河原前掲書。安岡前掲書。

(15) 高寺貞男「初期の三井大元方における簿外不動産追補会計の解析」(前掲『大企業会計史の研究』所収)、西川登「文化期における三井大元方の簿記法」(『経営史学』第十六巻第二号)

(16) 「人民貧富ノ取調」(『大阪府布令集』二四五〇~四五

一頁)

(17) 東忠尚『日銀を飛び出した男たち』(日本経済新聞社、昭和五十七年)

(付記) 本稿作成にあたり、大阪経済大学経営学部教授泉谷勝美先生の御指導と御助言を賜った。記して感謝の意を表したい。